

## 令和3年第11回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和3年11月10日(水) 午後1時30分

2 閉会 令和3年11月10日(水) 午後3時36分

3 場所 総合福祉センター3階 大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 渡邊 豊	2番 定井 正雄(会長)
3番 林 眞理(農政担当)	4番 國府 直幸
5番 若林 勤	6番 小原 弘
7番 小西 忍	8番 河田 直樹
9番 阿部 英志	10番 渡邊 則文
11番 能登谷 和正(会長代理)	12番 仮谷 昌典
13番 中田 省吾	14番 犬飼 正己
15番 秋山 陽太郎(農地担当)	

5 出席した農地利用最適化推進委員

前田 操	守安 淳市	山田 隆正	池上 次男	小西 安彦
竹内 功次	大月 泉	黒江 冊旨	友野 伸樹	

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 赤星 敬太 次長 山室 浩二 主査 萬成 教雄 主任 新谷 紗季子

7 議事録署名委員

7番委員 8番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第46号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第47号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第48号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第49号 換地計画同意願について

議案第50号 農用地利用集積計画について

報告第35号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第36号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第37号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第38号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

**開会 午後1時30分**

(会長) それでは、只今より令和3年第11回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が15名。そして農地利用最適化推進委員が9名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、7番委員、8番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。それでは、農地担当の秋山委員、審議をよろ

しくお願いいたします。

(農地担当) 議事に入ります前に、相談があります。現在、4条及び5条の議題の時に県への諮問会議に付すかどうかを、議案1件ごとにみなさんへお諮りしていますが、特別に諮問会議に付すべき案件でない限り、1件1件お諮りせずに進行させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員) よろしい。

(農地担当) では、本日の総会からそのようにさせていただきます。

#### **【議案第46号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】**

(農地担当) それでは付議事件の審議に入ります。議案第46号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。事務局お願いします。

(主査) 【議案第46号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

#### **【受付番号33番】**

(農地担当) 33番、久代の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(1番委員) 渡人は、県外の方ですが、実家が受人のすぐ近くです。受人と渡人の関係は、従兄関係でして今は、受人がここを畑として利用されています。地元としては、問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) 竹内委員、何か補足はありますか。

(竹内委員) 1番委員のとおりです。野菜を作付けされており継続してやってもらえると思います。よろしくをお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。33番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、33番は許可されました。

#### **【受付番号34番】**

(農地担当) 続きまして34番、日羽の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(2番委員) この案件ですが、少し荒れてきている農地ですが、今回ブドウを作付けされるという事で、申請がありました。地元としては、大変喜ばしいことです。詳細は、大月委員から説明をお願いします。

(農地担当) それでは大月委員、説明をお願いします。

(大月委員) 申請地は、15年くらい荒地で年1回程度、草刈りをして管理をしていたところです。今回、受人がブドウを増反したいという事で話があり、今回双方の合意があって申請に至ったものです。地元としては問題ないと思います。よろしくをお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。34番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、34番は許可されました。

#### 【受付番号35番】

(農地担当) 35番、福谷の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員) 申請地は、受人の自宅前の畑です。渡人が体調を崩されてここ最近耕作されていませんでした。受人は高齢ですが、息子さんと一緒に耕作されるようです。地元としては、問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) 池上委員、何か補足はありますか。

(池上委員) 12番委員のとおりです。補足することはありません。よろしくをお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。35番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、35番は許可されました。

#### 【受付番号36番】

(農地担当) 続きまして36番、刑部の件につきまして、地元委員の説明をいたします。

(15番委員) 渡人は県外の在住ですが、親が刑部に住んでいました。この度、この農地を相続されましたが、耕作が出来ないという事で、申請地の隣を耕作している受人に耕作をお願いするという事です。受人は、この一帯を耕作されており、地元としては問題ないと思っております。

ます。ご審議よろしく申し上げます。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。36番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、36番は許可されました。

#### 【受付番号37番】

(農地担当) それでは37番、下原の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(11番委員) 受人と渡人は親戚関係です。この度、渡人が耕作できないということで、お願いするという案件です。受人はしっかり農業をやられている方なので、地元としては、問題ないと思っております。ご審議よろしく申し上げます。

(農地担当) 小西委員、何か補足はありますか。

(小西委員) 11番委員のとおりです。補足することはありません。よろしく申し上げます。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。37番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、37番は許可されました。以上で議案第46号の審議は終了いたしました。

#### 【議案第47号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第47号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第47号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

#### 【受付番号18番】

(農地担当) 18番、下原の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(6番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が道路、南が水路、北が田です。転用した場合の農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員) 申請地は、田んぼのど真ん中ですが、農業用倉庫をだんだん拡張していきましたが、許可を受けずに拡張してきたということです。この申請人は、この一帯を広く耕作されている方です。農機具は、トラクター、田植え機は2台ずつ、乾燥機は4台ありました。近隣の方も頼りにしている方です。それなりの設備を収納する建物が必要だと思いますので、問題ないと考えております。

(農地担当) それでは、小西委員、何か補足はありますか。

(小西委員) 申請人は、農業一筋の方です。これだけの農業用倉庫が必要だということで、よろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 今回始末書が、提出されております。農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断しています。例外規定として農業用施設ということで適用しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。18番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、18番は許可されました。

#### 【受付番号19番】

(農地担当) 19番、福井の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(6番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が畑、南が道路、北が畑です。転用した場合の農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) 申請地については、山裾の荒れている農地です。その一角に太陽光パネルを設置するという事です。周辺営農的への影響はないものと考えますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。19番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、19番は許可されました。

#### 【受付番号20番】

- (農地担当) 20番、真壁の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (6番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が水路、南が道路、北が田です。転用した場合の農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (8番委員) この申請については、道路になる場所で、用水、排水ともに問題ありません。周辺営農への影響は、問題ないと考えます。よろしく申し上げます。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設、公共施設がある農地ということで、第3種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。20番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、20番は許可されました。

#### 【受付番号21番】

- (農地担当) 21番、秦の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (6番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が道路、南が道路、北が畑です。転用した場合の農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (12番委員) 自宅の前の畑になりますが、ほぼ宅地になっており、住宅がはみ出して建っていたという案件です。是正という事で始末書も確認させていただきました。地元としては、問題ないと考えております。
- (農地担当) 池上委員、何か補足はありますか。
- (池上委員) 12番委員のとおりです。よろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 今回是正という事で、始末書が提出されております。農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。21番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、21番は許可されました。

#### 【受付番号22番】

(農地担当) 22番、久米の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(6番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が畑、南が畑、北が畑です。転用した場合の農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(3番委員) 申請人は、手広く農業をしておられる方です。今回、自宅近くの土地を農業用倉庫として建てたいという案件です。詳細については、山田委員から報告します。

(農地担当) それでは、山田委員からの説明をお願いいたします。

(山田委員) 営農条件への影響ですが、用水は、問題ありません。排水は、地下浸透です。日照通風は問題ないです。土砂流出については、北と東は水路があり、土砂流出しないようにするという事です。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断しています。例外規定として農業用施設ということで適用しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。22番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、22番は許可されました。以上で議案第52号の審議は終了いたしました。

**【議案第48号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】**

(農地担当) 続きまして議案第48号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、  
を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第48号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

**【受付番号80番】**

(農地担当) それでは80番、井手の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(6番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が畑、南が道路、北が宅地です。転用した場合の農地  
の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) 申請地は、市街地化が進んでいるところで、ところどころ農地が残っている地区です。  
営農条件への影響については、問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、市街化区域に近接し、市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10  
ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断してい  
ます。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。80番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、80番は許可されました。

**【受付番号81番】**

(農地担当) 続きまして81番、宿の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(6番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が田、南が畑、北が田です。転用した場合の農地の影  
響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(9番委員) 申請地周辺は、宅地化が進んでいる場所です。詳細は、黒江委員からお願いします。

(農地担当) それでは、黒江委員からの説明をお願いいたします。

(黒江委員) 営農条件への影響ですが、用水は、問題ありません。排水は、集水枡を設置し道路側溝へ接続します。生活雑排水については、公共下水道に接続します。日照通風は問題ないです。土砂流出は、コンクリート擁壁を設置し、土砂流出はしないようにします。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。81番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、81番は許可されました。

#### 【受付番号82番】

(農地担当) 続きまして82番、原の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(6番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が田、南が墓地、北が宅地です。転用した場合の農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(2番委員) この案件ですが、申請人が地元に戻りたいという事で、住宅と土地をタダで譲り受けたものを更地にして、裏に石垣があるということで、前に家を建てたので、駐車場がないという事で申請がありました。営農条件への影響ですが、用水については、問題ありません。排水は、地下浸透です。日照通風は問題ないです。土砂の流出は、境界部分に石積ブロックを設置されているので問題ないです。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。82番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、82番は許可されました。

【受付番号 84 番, 85 番, 86 番】

- (農地担当) 続きまして 84 番, 真壁の件につきまして, 85 番, 86 番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。
- (6 番委員) 周辺の状況ですが, 宅地化されている場所にいくらか農地がある場所です。転用した場合の農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。
- (8 番委員) 営農条件への影響ですが, 用水については, 問題ありません。排水は, 集水桝を設置し既存の水路へ接続します。生活雑排水については公共下水道に接続します。日照通風は問題ないです。土砂の流出は, 境界部分にブロック擁壁を設置し, 土砂が流出しないようにします。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。
- (農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが, おおむね 500メートル以内に 2 以上の医療施設, 公共施設がある農地ということで, 第 3 種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 84 番, 85 番, 86 番は許可されました。

【受付番号 87 番】

- (農地担当) 続きまして 87 番, 井尻野の件につきまして, 現地調査の報告をお願いいたします。
- (6 番委員) 周辺の状況ですが, 東が道路, 西が宅地, 南は道路, 北が田です。転用した場合の農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは, 地元委員からの説明をいたします。
- (15 番委員) この申請については, 通信設備を建てるという案件です。周辺状況は, 宅地や道路に挟まれているところです。今回建てる施設は, 平屋建ての小規模なものです。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。
- (農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが, 甲種, 第 1 種, 第 2 種, 第 3 種いずれの要件にも該当しない農地ということで, 第 2 種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。８７番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、８７番は許可されました。

#### 【受付番号８８番】

- (農地担当) 続きまして８８番、井手の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (６番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が道路、南が道路、北が田です。転用した場合の農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。
- (１５番委員) 申請地は、市街地が進んでいるエリアです。今回の転用で営農条件への支障は、ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、市街化区域に近接し、市街化が見込まれる区域内にあるおおむね１０ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第２種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。８８番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、８８番は許可されました。

#### 【受付番号８９番】

- (農地担当) それでは８９番、宿の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (６番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が田、南が道路、北が宅地です。転用した場合の農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (９番委員) 申請地は、申請人の実家のすぐ隣です。詳細は黒江委員から説明をお願いします。
- (農地担当) それでは、黒江委員からの説明をお願いいたします。
- (黒江委員) 営農条件への影響ですが、用水については、問題ありません。排水は、既存の排水路へ接続し、日照通風は問題ないです。生活雑排水は公共下水道に接続します。土砂の流出は、

境界部分にブロック擁壁を設置し、土砂が流出しないようにします。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) これらの件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。89番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、89番は許可されました。

#### 【受付番号90番】

(農地担当) それでは90番、上林の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(6番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が水路、南が水路、北が道路です。転用した場合の農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員) 申請地は、上林の住宅振興地です。詳細は、守安委員からお願いします。

(農地担当) それでは、守安委員からの説明をお願いいたします。

(守安委員) 営農条件への支障ですが、用水については、問題ありません。排水は、沈殿柵を設置し、道路側溝に接続します。生活雑排水は、合併浄化槽を設置します。日照通風は問題ありません。土砂の流出は、境界部分に土留め壁を設置し、土砂が流出しないようにします。地元としては別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。90番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、90番は許可されました。

【受付番号 91 番, 92 番】

- (農地担当) 続きまして 91 番, 北溝手の件につきまして, 92 番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。
- (6 番委員) 周辺の状況ですが, 東が宅地, 西が宅地, 南は田, 北が道路です。転用した場合の農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。
- (4 番委員) この申請地については, 詳細は前田委員からお願いします。
- (農地担当) それでは, 前田委員からの説明をお願いいたします。
- (前田委員) 営農条件への影響についてですが, 用水については, 問題ありません。排水は, 集水枥を設置し既存の水路へ接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風は問題ないです。土砂の流出は, 境界部分にブロック擁壁を設置し, 土砂が流出しないようにします。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。
- (農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが, 甲種, 第1種, 第2種, 第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで, 第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 91 番, 92 番は許可されました。

【受付番号 95 番】

- (農地担当) それでは 95 番, 見延の件につきまして, 現地調査の報告をお願いいたします。
- (6 番委員) 周辺の状況ですが, 東が道路, 西が宅地, 南と北が農業用倉庫です。転用した場合の農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。
- (13 番委員) この案件ですが, 家族が増えて車を止める駐車場が足りなくなったということで申請がありました。営農条件への支障ですが, 用水については, 問題ありません。排水は, 自然浸透です。土砂の流出は, 現状のまま使用するので問題ないです。地元としては別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。
- (農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。

- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地というところで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。95番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、95番は許可されました。

#### 【受付番号96番】

- (農地担当) それでは96番、清音三因の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (6番委員) 周辺の状況ですが、東が畑、西が畑、南が宅地、北が道路です。転用した場合の農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (5番委員) 営農条件への支障ですが、用水については、問題ありません。排水については、集水桝に集水し、既存の水路に接続します。日照通風は、問題ありません。土砂の流出は、境界部分にブロック擁壁を設置し、土砂が流出しないようにします。地元としては別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いいたします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地というところで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。96番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、96番は許可されました。

#### 【受付番号97番】

- (農地担当) それでは97番、上林の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (6番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が道路、南が田、北が道路です。転用した場合の農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

- (14番委員) この案件ですが上林の宅地化が進んだ場所です。詳細は、守安委員からお願いします。
- (農地担当) それでは、守安委員からの説明をお願いいたします。
- (守安委員) 営農条件への支障ですが、用水については、北側にあり問題ありません。排水については、集水桝に集水し、既存の水路に接続します。日照通風は、問題ありません。土砂の流出は、境界部分にブロック擁壁を設置し、土砂が流出しないようにします。地元としては別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。97番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、97番は許可されました。

【受付番号98番】

- (農地担当) それでは98番、宿の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (6番委員) 周辺の状況ですが、東が畑、西が宅地、南が畑、北が道路です。転用した場合の農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (9番委員) この案件は、申請人の妻の実家が近いという事で申請がありました。詳細は黒江委員から説明をお願いします。
- (農地担当) それでは、黒江委員からの説明をお願いいたします。
- (黒江委員) 営農条件への支障ですが、排水については、集水桝に集水し、既存の水路に接続します。日照通風は、問題ありません。土砂の流出は、境界部分に土留め構造物を設置し、土砂が流出しないようにします。地元としては別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) これらの件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。98番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、98番は許可されました。

#### 【受付番号99番】

(農地担当) それでは99番、清音柿木の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(6番委員) ここは、私の担当地区ですので、現地調査と説明を合わせて報告します。周辺の状況ですが、東が宅地、西が農地、南が道路、北が農地です。この申請地は、地主が不動産屋にお願いして、整備しているところです。転用しても周辺農地の影響はないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地というところで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) これらの件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。99番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、99番は許可されました。

#### 【受付番号100番、101番】

(農地担当) 続きまして100番、福井の件につきまして、101番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

(6番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が宅地、南は道路、北が雑種地です。転用した場合の農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) この案件については、101番については、すでに露天駐車場として利用しており是正案件です。100番については、畑として使われておりましたが、周辺が宅地なので、今回の転用で支障はないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 101番については、始末書が提出されております。農地区分ですが、市街化区域に近接し、市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、100番、101番は許可されました。

【受付番号102番】

- (農地担当) 続きまして102番、金井戸の件につきまして、4番委員が関係者ですので退席をお願いいたします。

【4番委員 退席】 3時1分

- (農地担当) それでは、現地調査の報告をお願いいたします。
- (6番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が宅地、南は田、北が道路です。転用した場合の農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (前田委員) 営農条件への影響についてですが、用水については、付け替え水路を設けるため、問題ありません。排水は、可変側溝から調整池を経由し既存の水路へ接続します。生活雑排水については公共下水道に接続します。日照通風は、4階建ての病院と2階建てのデイケアと平屋建ての院外薬局となっていますが、問題ないです。土砂の流出は、コンクリート擁壁を設置し、土砂が流出しないようにします。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いいたします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断しています。例外規定として病院、診療所その他の医療事業に供する施設ということで適用しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) この案件については、県への諮問会議に付することとします。
- (農地担当) それでは採決いたします。102番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、102番は許可されました。それでは、4番委員入室してください。

【4番委員 入室】 3時7分

【受付番号83番】

- (農地担当) 続きますて83番、長良の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (6番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が道路、南は道路、北が宅地です。転用した場合の農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (4番委員) この件については、前田委員からお願いします。
- (農地担当) それでは、前田委員から説明をお願いいたします。
- (前田委員) 営農条件への影響についてですが、用水については、隣接地に水田はなく問題ありません。排水は、集水桝を設置し既存の水路へ接続します。生活雑排水については公共下水道に接続します。日照通風は問題ないです。土砂の流出は、境界部分にブロック擁壁を設置し、土砂が流出しないようにします。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。83番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、83番は許可されました。

【受付番号93番、94番】

- (農地担当) それでは93番、岡谷の件につきまして、94番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。
- (6番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が道路、南が宅地、北が農地です。94番については排水管を埋設するという案件です。転用した場合の農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (9番委員) 現在住んでいるアパートが狭くなったことで、実家の近くに家を建てるということで申

請がありました。詳細は黒江委員から説明をお願いします。

(農地担当) それでは、黒江委員からの説明をお願いいたします。

(黒江委員) 営農条件への影響ですが、用水については、問題ありません。排水は、既存の排水路へ接続し、生活雑排水については、94番の申請のとおり北側の父所有の農地に排水管を埋設して公共下水道に放流するという事です。日照通風は問題ないです。土砂の流出は、境界部分にコンクリート擁壁を設置し、土砂が流出しないようにします。94番の排水管については、埋設終了後は元の農地に戻します。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、93番については、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。94番については、総社市が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地です。例外規定として一時的な利用に供するために行うものであって当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものとしております。一時転用期間として令和3年12月20日から令和4年2月28日までとしております。

(農地担当) これらの件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、93番、94番は許可されました。以上で議案第48号の審議は終了いたしました。

#### **【議案第49号 換地計画同意願について】**

(農地担当) 続きまして別紙になります。議案第49号、換地計画同意願について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主査) **【議案第49号 換地計画同意願について朗読】**

(農地担当) 換地計画書と換地前、換地後の地図が添付されております。詳細な説明を農林課からお願いします。

(農林課) **【議案第49号 換地計画 説明】**

(農地担当) ただ今、説明のありました換地計画についてですが、何かご質問がございましたら挙手で意見ををお願いします。

(11番委員) この白抜きになっている場所は何ですか。

(農林課) ここは、ため池で区域外にしております。

(農地担当) 黒尾担当の石尾委員、何かありますでしょうか。

(石尾委員) 地番は、どうなるのですか。

(農林課) 新地番が振られるようになります。

(農地担当) 他に何かご質問がございますか。

(委員) なし。

(農地担当) 特にございませんでしたら、原案どおり同意するという事でよろしいでしょうか。

(委員) よろしい。

(会長代理) それでは、原案のとおり同意いたします。

#### **【議案第50号 農用地利用集積計画について】**

(農地担当) 続きまして別紙になります。議案第50号、農用地利用集積計画について、を議題いたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主査) **【議案第50号 農用地利用集積計画について朗読】**

(農地担当) まず、関係委員さんに退席をお願いします。

**【10番委員退席】** 3時25分

(主査) **【議案第50号 農用地利用集積計画について説明】**

(会長代理) 事務局から説明のありました農用地利用集積計画についてですが、何かご質問がございましたら挙手で意見ををお願いします。

(会長代理) 特にございませんでしたら、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(委員) よろしい。

(会長代理) それでは、原案のとおり承認いたします。

**【10番委員入室】** 3時28分

**【報告第35号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】**

(農地担当) 次に、報告事項に入ります。報告第35号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第35号 報告書について朗読】

**【報告第36号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】**

(農地担当) 次に、報告第36号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第36号 報告書について朗読】

**【報告第37号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】**

(農地担当) 次に、報告第37号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第37号 報告書について朗読】

**【報告第38号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について】**

(農地担当) 次に、報告第38号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第38号 報告書について朗読】

**【報告事項】**

(農地担当) 26ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。

(農地担当) 以上でございますが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。さらに、今回県の諮問会議に付す案件が1件ございました。それにつきましては、諮問会議に付して許可意見の答申を受けた後に許可書を交付といたします。本日の許可件数は、3条関係が5件、4条関係が5件、5条関係が23件ございました。また、換地計画同意願について原案どおり同意といたしました。また、農用地利用集積計画につきましては、原案どおり承認といたしました。以上で、日程第3の付議事件の審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) 日程第4その他に入ります。委員の方、何かございますか。

(委員) なし。

(会長) それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

**閉会 午後3時36分**